

自筆証書遺言（自宅保管・法務局保管）と公正証書遺言との比較

	自筆証書遺言		公正証書遺言
	自宅保管	法務局保管	
作成者	遺言者	遺言者	公証人 (遺言者が口授)
自書	必要	必要	不要 (署名以外)
証人	不要	不要	必要（2名）
保管場所	遺言者	法務局	公証役場
偽造変造の リスク	ある	なし	なし
方式不備の 確認	なし	法務局職員が確認	公証人が確認
費用	なし	3，900円	財産の価額に 応じた手数料
裁判所の検認	必要	不要	不要
遺言書の存在を 知らせる通知	あり (検認期日通知書)	あり (死亡時通知・関係 遺言書保管通知)	なし
執行可能な 遺言書	検認済証明書付き の遺言書	遺言書情報証明書	遺言公正証書の 正本または謄本
上記遺言書の 取得方法	死亡後、家庭裁判所の検 認手続後取得	死亡後、法務局に交 付請求後取得	生前中、証書作成時 に取得
取得までの 日数	①検認申立の 書類取得日数 + ②検認期日ま での日数	交付請求の 書類取得日数	
必要書類	・ 申立書 ・ 収入印紙 (1通800円) ・ 戸籍関係書類 ※詳細は「遺言書の 検認」(裁判所ホーム ページ／外部リン ク)》参照	・ 交付請求書 ・ 収入印紙 (1通1,400円) ・ 法定相続情報一覧 図の写し (住所あり) ・ 請求人の住民票 ・ 請求人の本人確認 書類等 ※詳細はこちら》	